

総務委員会委員長報告書

平成29年12月20日

総務委員会に付託されました議案5件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第80号「平成29年度流山市一般会計補正予算（第4号）」について申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ12億63万4千円を追加し、予算総額を546億8,944万6千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、反対の立場で討論する。

本補正予算の多くは、必要なものと考えているが、市税等納付コールセンター事業を開始するための予算として民間委託のための債務負担行為を設定していることについては、問題であると考えている。

地方税の徴収部門での民間委託は、市税等納付コールセンター事業が初のケースであり、税務情報漏えいのリスクが高まる。

地方公務員には、法律上の守秘義務が課されるが、委託先の労働者にはなく、大阪府では、短期に雇い止めされた労働者から税務情報が漏えいする事件も起きている。

税の徴収には、専門性に基づくわかりやすい説明と親切な対応が求められており、安易な民間委託をすべきではないと考えている。

よって、大きな問題があると考え、賛成しないが、道路修繕については、実態、実績に見合った予算の増額、通学路の交通安全施設整備については、現在までの要望に対する実施率50%を引き上げていただきたい。

がありました。

採決の結果、5対1をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 8 4 号「流山市健全財政維持条例の制定について」申し上げます。

本案は、流山市自治基本条例第 2 3 条の規定に基づき、財政運営の健全化、公開性及び効率性を推進する持続可能な制度の構築を図るため、財政運営上の基本理念及び 基本原則を明確にすることにより、将来にわたる健全で規律ある市の財政運営に資するものです。

審査の過程における討論として、

1 1 点要望し、賛成の立場で討論する。

高齢者や子育て世代が多い流山市では、今後社会資本整備を含めた大きな投資が必要になるが、全体の財政状況を把握しながら実際の投資額を吟味していくことは重要である。

その点で、早期警戒基準として、実質公債費比率、将来負担比率という 2 つの財政指標を設定し、財政の健全化に向けたフローを定義したことは評価する。

今回の条例主旨は決算で健全性を判断するところが大きく、計画策定段階で反映する作りにはなっていない旨の答弁だが、第 1 1 条では「事業効果を考慮した上で、最大の成果が得られるよう予算の執行を行わなければならない。」とあり、これは計画策定時に必要な視点と定義している。

議会もしっかり責務を果たさなければならないが、どうしても後手になるので、行政評価指標の妥当性については、計画策定段階から検証する仕組み・体制づくりをすることを要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 8 1 号「流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、健康福祉部の所管である後期高齢者医療保険に関する事務を市民生活部に移管するものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

後期高齢者医療保険事務の所管を市民生活部に移管することは、高齢者の医療を医療保険という枠組みに閉じ込めて、高齢者の医療と介護、福祉を一体で高齢者福祉の増進という立場からとらえるこ

とを阻害するものである。

国も、地域包括ケアシステムの構築、医療・介護・福祉の連携を強化し、市町村の役割がますます拡大されていく中で、このような所管の移管をすべきではない。

後期高齢者医療保険を担当する部署が、親身になって相談を受ける窓口となり、介護や福祉に繋げていくことが高齢者の格差拡大と言われている中で必要になると考えるため、従来どおり健康福祉部の所管であるべきである。

2 賛成の立場で討論する。

窓口業務の統一化、事務の効率化のための改正として認識している。しっかり業務分析し、窓口業務についても市民の立場に立って考えられたことを評価する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号「流山市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」申し上げます。

本案は、職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度を創設するものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

公務員が率先して取り組むことは一定の評価をするが、年功序列ありきの職場環境において最大3年と長期間職場を離れることで、職場復帰後のキャリアパスの前例がないことによる孤立化のリスクも推測される。

当局からは、小まめに連絡をとることや海外でのボランティアや資格取得など、就労中では、なかなかできない取り組みも奨励していくとの答弁があった。これは、本市にとって、なくてはならない存在であると伝える意味でも重要なことであり、是非徹底いただきたい。

定期的に職場とコミュニケーションをとることや職場復帰前に所属長と面接を行うなど、円滑な工夫をしていただきたい。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

3年後の再休業については、人事評価に任されているが、トラブルになることもあるので、客観的にわかりやすい施行規則等を定めていただくことを要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第83号「流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、消防機関の職員の定数を増やし、消防体制の強化を図ることにより、安心・安全なまちづくりに寄与しようとするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

救急隊の増隊については、会派でも要望してきた。しっかりと対応したことを高く評価する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。